

## 上越市立和田小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

この上越市立和田小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第12条の規定及び「新潟県いじめ防止基本方針」（令和3年7月改定）、上越市いじめ防止基本方針（令和6年3月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめの防止等のための基本的な方向

#### (1) いじめ等に対する基本的な考え方

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、県条例第2条2項において、「いじめ類似行為」が次のように規定されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。

「いじめ」は、児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。上越市内では、平成7年11月27日に生徒がいじめを苦にした内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事があった。我々教職員は、この悲しい出来事を教訓として持ち続け、いじめを許さない学校づくりという重大な責務に使命感をもって取り組む。

そのために、定期的なアンケート調査や生活ノートへの記述、学校評価の結果を踏まえ、PDCAマネジメントサイクルで改善を図り、全職員が粘り強く取り組む覚悟をもって、「未然防止」、「早期発見」、「即時対応」を推進する。「いじめ」はすべての児童に関わる重大な人権侵害問題であるという認識に立ち、いじめを認知した場合は、被害者を全力で守るという共通認識のもと、全職員が情報を共有し、対応を共通理解した上で、解消に向けた取組を遂行する。

いじめを絶対に許さない学校としての教育効果を上げるため、教育委員会に加え、学校運営協議会及び保護者、地域の関係機関と連携を密にしていじめ防止に全力で取り組む。

また、SNS等で誹謗中傷等を書き込まれる事案については、書かれた本人が知らないとしても、その事実を認知した際に心身に苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめ類似行為」とし、いじめと同様に扱う。蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことをいう。なお、本人がいじめ類似行為に気付いていない場合には、当該事実を本人に伝えるかどうかについては、学校及び保護者等が相談をして対応する。

## (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を未然防止、早期発見、即時対応を柱として計画的・継続的に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、学校基本方針の改定と取組の見直しを定期的に行う。(P D C Aマネジメントサイクルによる)
- ④ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図ると共に、いじめの認知に対する意識の啓発といじめ防止の取組に関する技能を向上させる。

## (3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ① 設置の目的
  - ・法の第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。
- ② 構成員
  - ・校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、学級担任、特別支援コーディネーター、必要に応じて学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係者
- ③ 役割内容
  - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・いじめ等に関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・いじめ等の疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の確認、対応方針の決定、指導や支援の体制づくりと保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (4) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発(保護者の責務等 法第 9 条、県条例第 8 条)
  - ・P T A 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針及び具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
  - ・保護者懇談会を各学級で年間 1 回実施する。
  - ・児童が主体的に活動を推進する「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ② 情報発信及び基本方針の周知(学校だより、HP の活用)
- ③ 学校運営協議会、城西中学校地域子どもを育てる会の活動によるいじめの未然防止

## (5) 関係機関等との連携

- ① 市教育委員会、子ども家庭センター、警察、児童相談所、民生児童委員等との連携
- ② スクールカウンセラーの定期的な訪問時の情報共有
- ③ 中学校区の小学校及び中学校、和田小学校区保育所との連携の強化

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 道徳教育の充実
- ② 人権教育、同和教育の充実
- ③ 社会性の育成
  - ・異学年グループ「なかよし班」での活動を通して相手を思いやる心を養う。
  - ・各学級では、年間を通じて様々な機会をとらえて互いのよさを認め合ったり感謝の気持ちを伝え合ったりする活動を実施する。
  - ・人間関係の軋轢や人間関係に起因する生徒指導事案が起こった際には、集団で解決に向かう方策を話し合い、考え、合意形成を図る過程を大切にして、いじめ等に強い集団をつくる。
- ④ 授業における生徒指導
  - ・授業では、教師が児童一人一人と丁寧にに関わり、成長やよさを認めると共に、相手の立場や考えを尊重して聞いたり話したりすることを大切にした授業づくりをする。（生徒指導の三機能を意識し、多様性を受け入れる雰囲気醸成する授業づくり）
- ⑤ 日常の特別活動
  - ・一人一人が役割を担い、協力して活動したり助け合ったりする活動を生かして社会性を養う。
- ⑥ 行事
  - ・主体的なあいさつ運動を実施し、良いあいさつができる集団のよさを認め、励ます。
  - ・児童会活動では、縦割り「なかよし班」での活動を中心に行い、年間を通じて継続的な活動を行うことをとおして、思いやりや協力の心を育てる。
- ⑦ 児童が主体的に考えるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール集会等）
- ⑧ 中 1 ギャップ解消の取組
  - ・「城西中学校説明会」の折に、他の学校の仲間と一緒に活動し、中学校生活へのイメージや希望をもつ。
- ⑨ 日常的な職員間の連携・情報交換
  - ・日々の情報交換を行うと共に、毎週の職員終会及び職員会議後の「情報交換会」で指導経過や児童の状態について共通理解して組織的に対応する。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置
  - ・校内にいじめ相談・通報窓口を設置する。
- ② 定期的なアンケート等の実施
  - ・いじめ等の早期発見のために、インターネット関連のトラブル等の把握を目的とした項目を含めるなど毎月の学校生活アンケート（年2回のQUアンケートを含む）を実施する。また、児童が本音を伝えやすいよう、アンケートの方法を工夫する。これらのアンケート及びふりかえり用紙は実施後中学校卒業までの期間保存する。
- ③ 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）
  - ・担任は、学校生活アンケート（QU）の実施後、児童の思いを真摯に受け止めるための教育相談を個別に実施する。
- ④ 日常の児童の観察
  - ・学校生活の様々な機会を通じて様子を観察し、情報を共有する。

(3) いじめへの即時対応の取組

① 市教育委員会への迅速な報告

② 組織的な事実確認と判断及び支援

ア 暴力行為や誹謗中傷、嫌がらせ行為等を確認した場合は、その場ですぐに止めさせ被害者を守る。その後、複数の職員で当事者及び周りの児童から状況の確認を行う。発見者（事情確認に当たった職員）は、直ちに当該児童の学級担任及び管理職へ報告する。

イ いじめの訴え（いじめ類似行為を含む）を確認した者は、直ちに当該児童の学級担任及び管理職へ報告する。報告を受けた学級担任は状況を整理し教頭と対応の方法を協議する。

ウ 教頭は、重大ないじめにつながる可能性がある場合について、直ちに市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。

エ 校長の指導のもといじめ防止等の対策のための組織を招集し、対応と役割分担を確認する。

オ 被害児童を確実に守る立場に立ち、いじめの認知後、当日中に学校の対応について被害児童及びその保護者と相談し、意向を尊重しながら慎重に対応する。

カ 必要に応じ、市教育委員会の指導の下もと警察と連携して対応する。

キ 組織での協議内容については、全教職員へ周知し共通理解を図る。

ク 児童への事実確認及び指導は複数で当たり、加害児童及び観衆や傍観者になっていた児童については、その児童が抱えている問題と心に寄り添いつつも、理由の如何を問わずいじめは許されない行為であること理解させ、被害児童へ謝罪する心情になるまで根気強く指導する。ただし、謝罪の場を設けるかどうか、謝罪をどのように行うかは被害児童及び保護者の意向や状況を十分配慮する。また、指導や対応の経過は時系列で記録し確実に保存する。

ケ 再発防止に向けて、必要に応じてPTA役員の協力を得て学級または学年保護者会等を開催したり、たより等で現状を報告したりする。

コ いじめに当たると判断した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、この場合も法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止等の対策のための組織及び市教育委員会への報告は必須である。

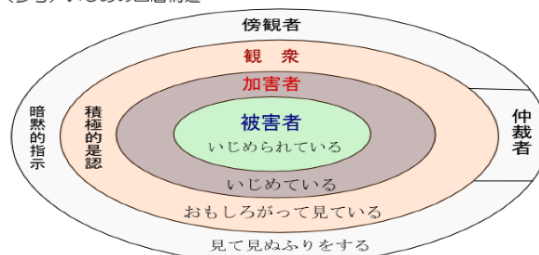
(4) 中学校区での共通取組事項

「いじめの4層構造」に関する授業を小学校高学年及び中学校で実施する。

いじめの構造（いじめの4層構造）

- いじめる児童生徒
- 観衆(はやしたてたりおもしろがったりして見ている)
- 傍観者(見て見ない振りをする)
- いじめられる児童生徒

(参考) いじめの四層構造



いじめの持続や拡大には、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響している。「観衆」は、いじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。「観衆」や「傍観者」が「仲裁者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企てた場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、いじめをきっかけに不登校に陥った場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

※ 「いじめの防止等のための基本的な方針」

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 （平成 29 年 3 月文部科学省）より

#### (2) 発生時の対応

直ちに市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

##### ① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 校長が必要と判断した場合、警察等の関係機関との連携を図る。

カ 市教育委員会の指導・助言を受けながらその他の必要な措置をとる。

##### ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提供など、調査に協力する。

※いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。